

令和6年広審第13号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和5年11月2日03時30分

広島湾甲島北岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 3.0トン

登 録 長 9.16メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 254キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室を配置し、操舵室の前部右舷側に、舵輪、機関操縦レバーを、前部中央にレーダーを、左舷側に長椅子を、舵輪前方にGPSプロッターを、舵輪後方に操縦席をそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和5年11月2日01時30分広島港のマリーナを発し、甲島西方約200メートル沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、02時30分前示釣り場に到着し、漂泊しながら釣りを続けたものの釣果が得られなかったため、甲島東方沖合を南下して山口県柱島北方沖合の釣り場に移動することとし、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、同乗者が長椅子に横になり、03時24分甲島所在の標高101.5メートルの二等三角点兜島（以下「兜島三角点」という。）から257.5度（真方位、以下同じ。）540メートルの地点を発進して直ちに針路を332度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、03時25分兜島三角点から272度610メートルの地点に至り、10.0ノットに増速して緩やかに右転を開始し、GPSプロッターの画面を縮小表示に切り替えて柱島北方沖合に至る範囲を表示させ、釣り場の位置の確認を始めた。

a受審人は、03時28分半兜島三角点から353度730メートルの地点に達し、船首が111度を向いたとき、甲島北岸まで470メートルとなり、その後右転しながら同岸に向かって接近する状況となったが、甲島北東方沖合を十分離れていると思い、GPSプロッターの画面を拡大表示に切り替えて同島北岸との相対位置関係を把握す

るなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、甲島北岸に向かって右転を続け、03時30分少し前速力を20.0ノットにしたところ、03時30分兜島三角点から030度400メートルの地点において、Aは、船首が206度を向いたとき、原速力のまま、同岸の干出岩に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の北風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う擦過傷及びプロペラ翼に曲損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、甲島北方沖合において、柱島北方沖合の釣り場に向けて右転する際、船位の確認が不十分で、甲島北岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、甲島北方沖合において、柱島北方沖合の釣り場に向けて右転する場合、甲島北岸に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターの画面を拡大表示に切り替えて甲島北岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、甲島北東方沖合を十分離れていると思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、甲島北岸に向かって接近する状況に気付かないまま進行し、同岸の干出岩に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月26日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義